

## 不当な取引行為の指定 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
不当な取引行為の指定 〔平成17年9月30日 島根県告示第1022号〕	
1 [略]	1 [略]
2 [略]	2 条例第16条第2号に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) [略] (5) 消費者からの契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効を主張する権利を不当に制限する内容の契約を締結させること。
(6) <u>事業者の債務不履行若しくは債務履行に伴う不法行為による損害賠償の責任又は引き渡された目的物が種類若しくは品質に関して契約の内容に適合しないものであるときにおける目的物の修補若しくは代替物の引渡しによる履行の追完若しくはその不適合の程度に応じた代金の減額の責任を不当に免除する条項を定めた契約を締結させること。</u>	(6) <u>事業者の債務不履行、債務履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物の瑕疵による損害賠償の責任を不当に免除し、又は契約の目的物の瑕疵に係る補修責任を一方的に免責させる条項を定めた契約を締結させること。</u>
(7)～(9) [略]	(7)～(9) [略]
3・4 [略]	3・4 [略]
5 [略]	5 条例第16条第5号に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。 (1) 販売業者等（商品等を販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者をいう。以下同じ。）の行為が <u>第1項各号若しくは第2項各号</u> に掲げるいづれかの行為に該当することを知っていたにもかかわらず、又は与信に係る加盟店契約その他の提携関係にある販売業者等を適切に管理していればそのことを知ることができたにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせること。
(2)～(4) [略]	(2)～(4) [略]

## 島根県消費生活条例第16条（不当な取引行為の指定）

① 勧誘・締結時の不正当な取引	消費者に対し、販売の意図を隠し、商品等の品質、安全性、内容及び取引条件に関する十分な情報を提供せず、若しくは誤信を招く情報を提供し、執ように説得し、又は不安な状況に陥れる等の不当な取引方法を用いて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
② 契約内容に關しての不正当な取引	取引における信義誠実の原則に反して消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為
③ 債務履行時の不當行為	消費者若しくはその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて契約に基づく債務の履行を求め、若しくは債務の履行をさせ、又は債務の履行を不正に拒否し、若しくは遅延させる行為
④ 申込みの撤回・契約解除時の不正当行為	消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張を不正に妨げて契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによつて生じた債務の履行を不正に拒否し、若しくは遅延させる行為
⑤ 与信契約の不正当行為	商品等を供給する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品等の購入を条件又は原因として信用の供与をする契約若しくは保証を受託する契約について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不正に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務の履行をさせる行為

2

知事は、島根県消費生活審議会の意見を聴いて、①～⑤のいづれかに該当する行為を「不当な取引行為」として指定し、告示する。これを解除したときも、同様とする。